

中国における知的財産仲裁に関する考察

徐 斌^(*)著・劉 斌斌^(**)訳

近年、中国では知的財産権の保護を強化していることに伴って、知的財産権紛争の数が急激に増加している。仲裁は知的財産権紛争の解決手段の一つとして、その迅速性、秘密保持性などの特徴により、多くの当事者に利用されている。本稿は、中国における知的財産紛争の可仲裁性(仲裁の可否)に係る法律規定の整理、及び、実務界と学会の議論・争点を分析した上に、中国の代表的な仲裁委員会における知的財産仲裁規則及び受理事件を考察し、中国における知的財産仲裁事件の現状、展開及び課題を明らかにするものである。

I はじめに

II 知的財産紛争の可仲裁性に関する議論

1. 知財紛争の可仲裁性に係る法律規定

(1) 仲裁法の相応規定

(2) 知的財産関連法の相応規定

2. 知的財産紛争の可仲裁性に関する中国国内の議論

(1) 知的財産権侵害紛争の仲裁性に関する議論

(2) 知的財産権有効性紛争に関する議論

III 知的財産仲裁に関する実務的な考察

1. 国内仲裁委員会における知的財産権仲裁規則及び受理事件の状況

(1) 中国国際経済貿易仲裁委員会

(2) 北京仲裁委員会

(3) 上海仲裁委員会

(4) 広州仲裁委員会

(5) 深圳国際仲裁院

(6) 海峡兩岸仲裁センター

(7) 酒泉仲裁委員会(敦煌国際仲裁院)

2. 中国における知的財産仲裁事件状況に関する分析

(1) 国内における、知的財産仲裁事件に関する新たな発展について

(2) 中国裁判所と国外仲裁機関が協力して解決する知的財産権紛争

(3) 国外仲裁機関の裁決の中国裁判所での承認と執行

(4) 国内における知的財産仲裁事件の現状

IV おわりに代えて

I はじめに

近年、中国は知的財産権輸入大国から知的財産権創新大国に転換していることに伴って、知的財産権紛争の数が急激に増加している。伝統的な単一訴訟メカニズムは新しい発展態勢に対応することが難しく、多元化した紛争解決メカニズムの建設が切実な要求となり、仲裁、調停などの紛争解決方式の重要性が日増しに顕著となっている。また、「2020年に国家知的財産権戦略を深く実施し、知的財産権強国の建設を加速させる推進計画」、「知的財産権強国建設要綱(2021—2035年)」などの一連の政策公文書を公布し、知的財産権に対する国の重視と保護を明確にしている。仲裁は効率的であり便利で柔軟性が強いいため、知的財産権紛争の解決手段の一つとして、紛争の効率的な解決及び知的財産権保護システムの整備に重要な意義を持つことと思われる。

II 知的財産紛争の可仲裁性に関する議論

知的財産権に関する争いがある場合、その迅速性、秘密保持性などの特徴を有する仲裁は多くの当事者に利用されている。しかし、伝統的な理論における知的財産権紛争の仲裁性の内容は、当事者が仲裁を選択する紛争解決方式に障害をもたらした。知的財産権に関する争いが、仲裁の受案範囲を権利侵害紛争までに拡大できるか否かは、学者たちのさまざまな議論を呼んでいる。

(*) 日本大学法学部教授

(**) 中国・酒泉仲裁委員会(敦煌国際仲裁院) 事務局長

1. 知財紛争の可仲裁性に係る法律規定

(1) 仲裁法の相応規定

中国仲裁法⁽¹⁾は、「平等主体の公民、法人とその他の組織の間で発生した契約紛争とその他の財産権益紛争は、仲裁することができる」⁽²⁾と定められていると同時に、仲裁することができない紛争類型に関して「①婚姻、養子縁組、保護、扶養、相続紛争。②法に基づいて行政機関が処理しなければならない行政紛争」⁽³⁾と規定されている。知的財産権紛争は主に知的財産権契約紛争、知的財産権侵害紛争、知的財産権有効性紛争の3種類に分けられ、上記の規定によれば、知的財産権契約紛争は、仲裁可能であることは明らかであるが、仲裁できない紛争類型において、知的財産権侵害紛争と有効性紛争を明確に排除していないため、それらに二項の仲裁適用について議論と解釈の可能性を提供した。また、中国は、1999年に改正した憲法に「依法治国」⁽⁴⁾という4字を挿入し、「法治国家を建設する」⁽⁵⁾と明確に規定し、市場経済化に伴い激増している知財民事紛争に迅速に対応するため、仲裁法に関する解釈や改正等の必要があることを明確した。

(2) 知的財産関連法の相応規定

中国著作権法によれば、「著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で合意した仲裁協議書又は著作権契約中の仲裁条項に基づき、仲裁機構に仲裁を請求することもできる」⁽⁶⁾と規定している。つまり、著作権紛争が発生した場合、仲裁を申請することができるという理解でよい。著作権は、作品の完成時に自動的に著作権を取得するので、著作権の有効性に関する紛争は存在しない。その規定によれば、著作権紛争に含まれる著作権契約紛争と著作権侵害紛争は、いずれも仲裁により解決することが可能と解釈できる。

中国特許法の「国务院特許行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人も、当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していないと認める場合は、国务院特許行政部門に当該特許権の無効審判を請求することができる」⁽⁷⁾という規定によれば、特許の有効性の問題は最初に行政部門で解決しなければ

ならない。この条項の記述には概括的な表現が使用されておらず、この条項には、他の解釈を行う可能性がないと考えられる。しかし同法は「特許権者の許諾を受けずにその特許を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、特許権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また特許業務管理部門に処理を求めることもできる……」⁽⁸⁾と定められ、特許侵害紛争については、当事者が起訴を選択したり、行政機関に申請して処理したりすることができるが、仲裁を申請できるかどうかについての明確な規定が記されていないので、検討の余地があると思われる。要するに、特許紛争においては、特許契約紛争は仲裁を申請することができるが、特許有効性紛争は仲裁を申請することができず、特許権侵害紛争は法律の規定が依然として明確でないという問題が残っている。

中国の商標法によれば、「既に登録された商標が、この法律の第十三条第2項及び第3項、第十五条、第十六条第1項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録である時は、著名商標所有者は、5年間の期間制限を受けない」⁽⁹⁾規定されていることから見れば、商標有効性紛争は行政機関が処理しなければならない、仲裁機関は受理する権利がないことがわかる。また、同法は、「この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じた時は、当事者の協議により解決する。協議する意向がない時、又は協議が成立しない時は、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる」と定めているが、商標権侵害紛争においては、特許権侵害紛争と同様に、当事者が仲裁を申請できるか否かについての明確な規定はない。よって、商標紛争においては、商標契約紛争は仲裁を申請することができるが、

(1) 中華人民共和国仲裁法。1994年8月31日、第八届全国人民代表大会常務委員会第9次會議により可決され、1995年9月1日より施行(中華人民共和國主席令第31号より公布)。

(2) 中華人民共和国仲裁法第2条。

(3) 中華人民共和国仲裁法第3条。

(4) 1999年第9期全人代第2回會議にて改正した憲法に「依法治国」を掲げた。

(5) 「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定した。

(6) 中華人民共和国著作権法第60条第1項。

(7) 中華人民共和国特許法第45条。

(8) 中華人民共和国特許法第65条。

(9) 中華人民共和国商標法第45条。

商標有効性紛争は仲裁を申請することができない。商標権侵害紛争については、仲裁解決ができるかどうか、依然として法律規定の空白がある。

2. 知的財産紛争の可仲裁性に関する中国国内の議論

知的財産権紛争の中でも、知的財産権契約紛争は法律で明確に仲裁できる紛争タイプに属するため、その仲裁性については論争がない。知的財産権の仲裁性に対する論争は、主に知的財産権侵害紛争及び知的財産権有効性紛争に集中している。

(1) 知的財産権侵害紛争の仲裁性に関する議論

中国において、討議の初期の主流の観点では、仲裁は権利侵害紛争の解決に適用されず、知的財産権侵害は仲裁性を持たないと考えられていて、「知的財産権問題が公共と社会の利益にかかわるので、仲裁によって処理すべきではない」という意見が代表的であった⁽¹⁰⁾。これに対し、権利侵害紛争は知的財産権の効力の確認、権利の帰属と公共利益の保護などの事項に関連するので、仲裁を行うことができず、公的救済手段を通じて救済するしかないという論理により「以偏概全」⁽¹¹⁾に属するという反論もあった⁽¹²⁾。知的財産権は私権として、当事者はこのような(知財)民事権利を自由に処分できるとし、このような処分が法律に違反せず、社会公共利益を損なわなければよいと主張する観点である。

近年、中国が知的財産権の保護を強化すると共に、知的財産権紛争の多元化解決ルートやシステムへの形成にアプローチし、知的財産権侵害紛争の仲裁性に賛成する学者が増えている。その理論は、知的財産権侵害紛争と知的財産権契約紛争は、同じ平等な主体を有し、侵害者は常に潜在的な契約可能性のある主体であり、且つ知的財産権は私権として、当事者が自由に処分できる財産的権利であるという指摘である⁽¹³⁾。また、知的財産権侵害紛争は、権利者が他人の知的財産権の使用許可を取れていない原因によって発生した紛争であり、このような紛争は本質的に平等主体間の財産利益の争いであるため、主体平等性と財産性を有し、仲裁に適用されるという見解も見られる⁽¹⁴⁾。これらの見解によって指摘された知的財産権侵害紛争に関する特

性に基づけば、知的財産権侵害事件は仲裁法第2条の規定によって、「その他財産権益紛争」という紛争類型として、仲裁に適用して争いを解決することができるという考えである。

(2) 知的財産権有効性紛争に関する議論

現在、知的財産紛争の仲裁性において、最も討議されるのは、知的財産権有効性紛争に対し、仲裁解決ができるかどうかという問題であり、意見が分かれる。一つは、知的財産権有効性紛争に対し、仲裁性を有していない、即ち「特許権などの産業財産権は、本質的に公開性を有する絶対な権利に属しているのに対し、仲裁裁決は当事者間で相対的に有効であり、特許権の属性と一致せず、権利の安定性と関係各方面の合法的権益を損なう恐れがある。よって、わが国の法律が、行政機関が処理すべき行政紛争を仲裁の範囲外に明確に排除することは、必要且つ合理的である」⁽¹⁵⁾と主張する意見である。これに対し、知的財産権有効性紛争の仲裁性を有する意見も多々見出されている。その理由としては、「①知的財産権の創設目的は一般の私権よりも公益性を持っているが、その制度運営の原動力は私権の奨励と保護に帰し、私権の保護を通じて公共利益を実現することである。そのため、知的財産権が公的権力からの制限を受けていることだけで、知的財産権が公的属性を持っているとするのは適切ではない。②国家から権利を授与される性質は知的財産権の私権としての属性を変えず、知的財産権の私権性は知的財産の個人占有の本質に依存し、国家から権利を授与される性質は、権利本体の公権的な意義を説明することができないため、知的財産権が国家授与性を有する場合でも、その私権属性を否定し、これを知的財産権の有効性仲裁の越えられない障害とすることは議論に値する。③知的財産権の独占は、権利者が知的財産権の専有性を借りて市場支配地位を形成し乱用する行為と理解すべきであり、知的財産権自体も、知的財産権の乱用にも当然反独占法を適用できないため、知的財産権が独占権であることが、知的財産権の有効性を否定する仲裁は説得力に欠けている」⁽¹⁶⁾とする意見である。また、特許効力の行政認定というシステムは特許紛争の仲裁解決の余地を極めて制限し、他の種類の特許紛

(10) 張潔「対国際商事争議可仲裁範囲の探討」, 法学雑誌, 2002, 23(2), 第52—54頁。

(11) 「以偏概全」は、木を見て森を見ずのような意味である。

(12) 鄭書前, 宋新宇「論知識産権侵權糾紛可仲裁性」, 河南省政法管理幹部学院學報, 2002(5), 第38—42頁。

(13) 徐好「知識産権仲裁的理論与实践」, 仲裁研究, 2008(1), 第57—67頁。

(14) 李曉桃, 袁曉東「知識産権紛糾的可仲裁性研究」, 科技管理研究, 2012(16), 第179—200頁。

(15) 薛虹「知識産権仲裁的特殊法律問題研究」, 商事仲裁与調解, 2021(1), 第3—17頁。

(16) 劉謹「論知識産権有効性仲裁的認識誤区及相關救済制度重塑」, 知識産権, 2016(11), 第36—40頁。

争解決の期間を延長してしまう。仲裁裁決は相対的な効力を有し、特許効力に関する仲裁裁決は、事実上国の公共政策に違反しないため、特許有効性紛争の仲裁性を認めるべきであるとする見解もある⁽¹⁷⁾。

現在のところ、知的財産権に関する仲裁性の議論は主に有効性紛争に集中している。公共政策と公共利益にかかわるため、論争は依然として激しく、既存の法律の規定でも仲裁性を明確にすることはできない状態である。

Ⅲ 知的財産仲裁に関する実務的な考察

2002年、中国初の知的財産権仲裁を専門とする機構である西安仲裁委員会知的財産権仲裁センターが西安で設立された。同センターは法に基づいて、国外、香港、マカオ、台湾地区と、全国各地を含む西安仲裁委員会を選択して、知的財産権紛争を解決する公民、法人とその他の組織に、知的財産権仲裁を主とする関連法律サービスを提供することを目的としている。その後、知的財産権紛争をよりよく解決し、仲裁制度を完備させ、知的財産権紛争の多元化解決メカニズムを健全化し、知的財産権仲裁機構と紛争調停機構の建設を強化するため、2017年に国家知的財産権局は「知的財産権紛争仲裁調停試験業務の展開に関する通知」を發表し、知的財産権紛争仲裁調停試験業務の展開を行った。2018年3月、国家知的財産権局は「知的財産権仲裁調停機構の能力建設活動の展開に関する通知」を發表し、知的財産権紛争仲裁調停の試行作業をスタートさせ、2018年下半年に中国特許保護協会知的財産権紛争人民調停委員会、中国北京朝陽区知的財産権維権センター、中関村知的財産権戦略研究院、石家荘仲裁委員会、河北省知的財産権維権センター、中国(内モンゴル)知的財産権維権センターなどを含む29ヶ所の試行機構リスト⁽¹⁸⁾を確定した。

事件の受理については、2020年、国内で42の仲裁委員会が知的財産権類事件1922件を処理し、事件の紛争物価額は37.65億元で、関連する紛争の種類には、著作権譲渡契約紛争、商標契約紛争、コンピュータソフトウェア開発契約紛争などが含まれている。同時に、

国内では知的財産権仲裁調整機構の能力建設試験を積極的に展開し、試験期間中に1万3000件以上の事件を受理したという⁽¹⁹⁾。

1. 国内仲裁委員会における知的財産権仲裁規則及び受理事件の状況

(1) 中国国際経済貿易仲裁委員会

「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則(2015版)」第1項に基づき、「仲裁委員会は、当事者の約定により契約性又は非契約性の経済貿易等の紛争事件を受理する」としている。また、第2項によれば、「前項に記載の事件は、①国際又は渉外紛争事件②香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区に関する紛争事件③国内紛争事件を含む」と規定されている⁽²⁰⁾。

中国国際経済貿易仲裁委員会(以下貿仲委と言う)のネット上紛争解決センターの前身は、「貿仲委」ドメイン名紛争解決センターである。「貿仲委」ドメイン名紛争解決センターは2000年12月に設立され、2005年7月に同時に「貿易仲委員会ネット上紛争解決センター」の名称を使用し、2007年8月に「貿仲委ドメイン名紛争解決センター」の名称を保留すると同時に、正式に「貿仲委ネット紛争解決センター」の名称で対外的に仕事を展開している。

「貿易仲委ネット紛争解決センター」は以下の紛争を解決する：①ドメイン名の冒認出願紛争(.CN/中国語ドメイン名紛争、と.COMなどの通用トップドメイン名紛争)。.CN/中国語ドメイン名紛争に対して、「中国インターネット情報センタードメイン名紛争解決方法」に基づいて解決する。一方、.COM、.ORG、.NETなどの汎用トップドメイン名紛争に対し、インターネット名とコード分配機構「統一ドメイン名紛争解決政策」に基づいて解決する。②通用ウェブサイトの冒認出願紛争：「中国インターネット情報センター通用ウェブサイト紛争解決方法」に基づき、中国インターネット情報センターが管理と維持を担当する通用ウェブサイト紛争を解決する。③無線ウェブサイト冒認出願紛争：「中国インターネット情報センター無線ウェブサイト紛争解決方法」に基づき、中国インターネット情報センターが管理と維持を担当する無線ウェブサイト紛争を解決する。④ショートメールサイト冒認出願紛争：中国移動通信連合会メールサイト連合情報セ

(17) 高昇、李珂珂「専利有効性仲裁裁決と行政認定銜接機制比較研究」、山東科技大学学報(社会科学版)、2021(3)、第30-37頁。

(18) 中国国家知識産権局公式サイトによる。(http://www.gov.cn/xinwen/2017-03/22/content_5179580.htm。2021年10月27日最終アクセス。以下本稿におけるurlへの最終アクセスはこれに同じ。)

(19) 中国政府公式サイトによる。(http://www.gov.cn/xinwen/2021-04/25/content_5602104.htm)

(20) 中国国際経済貿易仲裁委員会公式サイトによる。(http://www.cietac.org/index.php?m=Page&a=index&id=65)

ンターの「ショートメールサイト紛争解決方法」に基づき、中国移动通信連合会メールサイト連合情報センターが管理と維持を担当するメールサイト紛争を解決する⁽²¹⁾。

(2) 北京仲裁委員会

北京仲裁委員会／北京国際仲裁センターは、2019年7月15日第7回北京仲裁委員会第4回会議で審議・採択され、2019年9月1日から「北京仲裁委員会仲裁規則」を施行した。この規則第二条第1項は、「当事者協議により紛争を本会仲裁に提出した場合、本規則を適用する。当事者が仲裁手続事項又は仲裁適用の規則について別途約定した場合、その約定に従うが、その約定が執行できない又は仲裁地の強制的な法律規定に抵触する場合を除く」と規定され、また、第2項は、「当事者が本規則の適用を約束したが、仲裁機構を約束しなかった場合、当事者が紛争を本会仲裁に提出することに同意したものとみなす」と規定されている⁽²²⁾。知的財産権紛争において、双方の当事者が仲裁条項を約定した場合、若しくは、上述の規則に合致する場合、北京仲裁委員会を選択して仲裁を行うことができる。

2019年、北京仲裁委員会は知的財産権分野で437件(国際事件13件を含む)を立件し、326件を解決し、知的財産権契約類事件はこの類の案件の増加数の上位3位となった。

(3) 上海仲裁委員会

上海仲裁委員会と上海市知的財産局などの部門の支持の下で、上海知的財産権仲裁院が2008年に設立、のちに上海仲裁委員会として設立された。知的財産権紛争の紛争解決に従事する専門機構であり、知的財産権契約紛争に関する仲裁事件の処理を専門としている。上海仲裁委員会の2018年7月28日第6回上海仲裁委員会第2回会議の審議により可決され、2018年10月1日から施行した「上海仲裁委員会規則」第2条第3項の規定によれば、「仲裁委員会は、金融仲裁院、知的財産権仲裁院及び国際運輸仲裁院の3つの専門仲裁院を特設し、金融、知的財産権及び国際運輸に関する仲裁事件を専門的に処理する。当事者は紛争が発生した場合、仲裁委員会が設立した上述の仲裁院が処理することを約定した場合、仲裁委員会が受理する。仲裁委員会は、関連事件を上記仲裁院に提出して事件の仲裁

手続を管理することができる」⁽²³⁾。受理される事件の類型は、特許経営契約、技術サービス契約、技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約、著作権契約、特許実施許可契約及びその他の知的財産権契約紛争を含む。

(4) 広州仲裁委員会

国家の知的財産の戦略的要求に適応し、知的財産権仲裁が経済建設の保障としての役割を十分に発揮するため、中国広州知的財産権仲裁院が中国広州仲裁委員会傘下の専門仲裁院として2011年7月11日に正式に設立された。華南地区初の知的財産権専門仲裁院である。

「広州仲裁委員会仲裁規則」(2021年版)第2条第2項によると、委員会には「広州金融仲裁院、広州知的財産権仲裁院、広州国際航運仲裁院、広州建設工事仲裁院などの専門仲裁プラットフォームが設置されている」。第3条第1項は、「仲裁法の規定に従い、本会は国内外の当事者の約定及び申請に基づき、自然人、法人及びその他の組織等の平等主体間で発生した契約紛争及びその他の財産権益紛争を受理する」⁽²⁴⁾と定めている。

中国では、知的財産権契約に関する紛争については、当事者は契約の中で仲裁条項を締結し、仲裁方式によって契約関連紛争を解決することを約束することができる。事前に仲裁条項を締結した知的財産権侵害紛争が存在しない場合、仲裁法によれば、当事者は、紛争発生後に協議を経て仲裁合意に達し、紛争を仲裁に提出して解決することができる。広州仲裁委員会は、この利用だけではなく、自身の経験等に基づき、世界初のインターネット仲裁推薦基準である「広州標準」を制定し、2020年9月10日に正式に発表した。「広州標準」を発表して以来、114の大陸部仲裁機構とシンガポール、韓国、タイ、ハンガリー、メキシコ、インドなど26の国と地域の海外機関からの共同認可と普及を得たという⁽²⁵⁾。

2011年から現在まで、広州仲裁委員会において、知的財産権事件の受理件数と紛争物価額は急速に増加した。広州知的財産権院が設立された当時の知的財産権事件の受理数は、わずか14件で、10年間の努力を経て、2020年度までに1285.71%の増加を実現した。

(21) 同注(20)。

(22) 北京仲裁委員会公式サイトによる。(https://www.bjac.org.cn/page/zc/guifan2019.html)

(23) 上海仲裁委員会公式サイトによる。(http://www.accsh.org/index.php?m=content&c=index&a=lists&catid=27&menu=7-27-)

(24) 広州仲裁委員会公式サイトによる。(https://www.gzac.org/zcgz/63873.jhtml)

(25) 南方新聞網：(https://baijiahao.baidu.com/s?id=1698165805149056600&wfr=spider&for=pc)，2021年10月27日最終アクセス。

2016年から2020年にかけて、広州仲裁委員会が受理した知的財産権関連事件の総額は3億元に達し、年度の紛争物価額は2016年の869.5万元から2020年の10019万元に増加し、知的財産仲裁事件の紛争価額は初めて億元を突破した。2021年上半年、知的財産権事件132件を受理し、前年同期比62.96%増加したと表示されている⁽²⁶⁾。

(5) 深圳国際仲裁院

2020年10月1日から、深セン国際仲裁院⁽²⁷⁾は、当事者が別途約定した場合を除き、受理した仲裁事件に現行の「深セン国際仲裁院仲裁規則」(2019年2月21日から施行、2020年に改正、改正条項は2020年10月1日から施行)を適用している。当該規則第2条第1項によると、当該仲裁院は、「当事者間で発生した契約紛争及びその他の財産権益紛争の仲裁事件を受理し、①国際又は涉外仲裁事件、②中国香港特別行政区、マカオ特別行政区又は台湾地区に係る仲裁事件、③中国大陸部仲裁事件」が含まれている。

2015年5月11日、ハイテク企業の合法的権益を維持し、ハイテク企業の革新能力と成果を保護するためという目的として、深セン国際仲裁院は、華南ハイテクと知的財産権仲裁センター(略称「ハイテクと知的財産権仲裁センター」)を設立し、ハイテク企業が知的財産権紛争と救済を柔軟に解決するための利便性を提供し、国内外、特に華南地区と広東港澳大湾区のハイテク企業に仲裁調停サービスを提供している⁽²⁸⁾。

(6) 海峡兩岸仲裁センター

海峡兩岸仲裁センターは2015年12月29日に福建省平潭総合実験区で正式に設立され、仲裁センターは仲裁の方式で紛争を解決するほか、調停とその他の非訴訟紛争解決方式を採用し、兩岸当事者は仲裁センターが管轄する民商事(海事を含む)契約とその他の財産権益紛争を解決することができる。

「海峡兩岸仲裁規則」第3条の規定によると、仲裁センターは、「当事者の約束に基づいて平等主体の自然人、法人とその他の組織間の渉台及びその他の民商事(海事を含む)契約と財産権益紛争を受理する」⁽²⁹⁾ことができる。

一帯一路戦略に参入し、知的財産権紛争をよりよく

解決するため、2017年11月15日、福建省知的財産局と海峡兩岸仲裁センターは共同で「知的財産権紛争の多元的解決システムの共同建設に関する実施意見」に署名し、このプロジェクトは国家知的財産権局知的財産権紛争仲裁調停の試行点とされた⁽³⁰⁾。

(7) 酒泉仲裁委員会(敦煌国際仲裁院)

酒泉仲裁委員会(敦煌国際仲裁院)は2019年に設立され、2020年に中国法務省から発行された登録証を取得した。2021年に専門的な知的財産権専門委員会を構築し、専門的な知的財産権仲裁規則を制定し、普通の仲裁紛争とは異なる知的財産権紛争を解決し、調停、訴訟などと協調して、多元化の紛争解決メカニズムを形成することを目的としている。中国西北地域において、知的財産紛争に対し、新たな解決アクセスを提供できるよう期待されている。

2. 中国における知的財産仲裁事件状況に関する分析

2017年3月、国家知的財産権局は「知的財産権紛争仲裁調停試験業務の展開に関する通知」を発表し、知的財産権紛争を解決する際、訴訟外解決メカニズムが発揮する役割を強調した。近年、知的財産紛争を仲裁によって解決する事件数も年々増加している。仲裁の秘密保持の性格に鑑み、仲裁のケースは公開ルートから取得することが困難であるため、本論文では、一部の公開プラットフォームから取得できる知的財産権仲裁事件と、最高人民法院の「人民法院裁判文書網」が公開した仲裁事件の承認と執行の一部の裁決を選び、わが国の知的財産権仲裁の実践状況から、中国の知的財産権紛争仲裁の現状を検討することを試みる。

(1) 国内における知的財産仲裁事件に関する新たな発展について

近年、中国において、多くの個人経営者は、「ネット人気者」⁽³¹⁾の外食産業に加盟することで利益を得る目的で、「ネット人気者」に加盟している。それらの「ネット人気者」加盟店のキーワードは「ネット人気者」ブランドである。即ち、経営者はそのブランドを持つ特許権者とフランチャイズ契約を締結し、関連ブランドの許可を得て店舗を開設している。しかし現実には、許可者と被許可者との間では、情報等が対等に共有さ

(26) 広州仲裁委員会公式サイトによる。(https://www.gzac.org/)

(27) 華南国際経済貿易仲裁委員会、深セン仲裁委員会とも呼ばれ、以前、中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会、中国国際経済貿易仲裁委員会深セン分会とも称していた。

(28) 深圳国際仲裁院公式サイトによる。(http://www.scia.com.cn/Home/Index/service/id/21.html)

(29) 海峡兩岸仲裁センター公式サイトによる。(http://www.acas.org.cn/index.php?m=Page&a=index&id=393)

(30) 同(29)。

(31) 中国語は、「網紅」という。

れないために、トラブルが生じることが多い。

一つ例を挙げておきたい。AとBは「協力協定書」を締結しAは、Bが上海市静安区で「瑠璃鯊」専門店(インテリアショップ)を経営することを許可し、BはAに「瑠璃鯊」専門店営業の協力費12万元、初年度運営サービス費1万元、設計費2000元を支払うことを約束した。そして、AはBに対して、経営場所の装飾、陳列とブランドイメージマークシステム応用の計画設置を提供、技術処方、経営企画、管理モデルも指導し、Bの従業員には規範システムの訓練、長期運営指導、コンサルティング及び技術サポートサービスも同様に保障することを約束した。同時に、製品の品質を保証するために、AはBに原材料を調達しなければならないことになった。契約締結後、AはBに契約に規定された各費用を支払い、Bに原料を合計49353元調達した。しかし、Bが開店した後、「瑠璃鯊」というブランドはAが所有していないことが判明した。開店したBの店舗の近くには複数の「瑠璃鯊」店舗があり、Aは商標権がないためBの経営権を守ることができず、Bは2019年5月21日に店舗を閉鎖せざるを得なかった。

その後、Bは広州仲裁委員会に仲裁を申請した。Bは、Aは「瑠璃鯊」の商標権もなく、商標登録申請もせず、Bに経営資源を提供することができず、Aが契約時に重要な情報を隠したことによって、詐欺をはたらいたと認められるため、自分は双方が締結した「協力協定書」を解除する権利があると主張していることに対し、Aは、南京のあるC会社は「瑠璃鯊」の商標権と「瑠璃鯊」美術作品の著作権の授権を取得し、同社はBに「瑠璃鯊」ブランドの使用を許可したことによって、Bが「瑠璃鯊」ブランドを経営していることは合法的であり、すでにBに相応の指導訓練義務を提供しており、違約行為は存在しないと抗弁した。仲裁廷は、本件の争議の焦点は「瑠璃鯊」の商標権と、相応のフランチャイズ経営権を有するかどうかということで、中国「商業フランチャイズ経営条例」第3条、21条、22条、23条に基づき、双方が契約を締結する前に、AはBに商標権の状況を書面で説明しなければならないが、Aが如実な開示義務を果たしたことを証明できる証拠はない(実際には、Aに合法的な商標使用権がない)ため、この「協力協定書」は実際に履行できないことから、法に基づいて当該契約を解除すると裁定した⁽³²⁾。

調査データによると、2017-2019年度、広州仲裁委員会が受理したフランチャイズ経営契約紛争事件の数と仲裁物の価額は年々増加傾向にある。2017年57件、2018年79件、2019年157件となったことは⁽³³⁾、紛争当事者間で仲裁を選択して争いを解決する方法が徐々に広がっていることが認められる。フランチャイズ経営契約に関する争いは典型的な商事紛争であり、もし双方の当事者が訴訟方式で争うことを選択すると、一審、二審の訴訟手続きを経てから終審判決に至ることによって、時間的、金銭的なリスクを生じる可能性が大きい。このような紛争の双方の当事者が、契約の中で仲裁条項を締結することを選択した場合、仲裁廷は一審終局であるため、当事者の訴訟圧力と負担を軽減するだけでなく、多元化の紛争解決メカニズムの役割を果たすものと考えられる。

(2) 中国裁判所と国外仲裁機関が協力して知的財産権紛争を解決する

知的財産権紛争の解決において、特に海外企業に関わる場合、中国の裁判所も国際仲裁機関と協力して解決を試みるがあった。例えば、米国のリーヴァイス社の商標権侵害紛争事件は、海外紛争解決機関が知的財産権紛争事件の調停に参加したと言われる中国初の例である。

事件の概要は以下である。原告の甲会社はアメリカの「Levis」ジーンズブランドのアパレル事業者で、中国で第2023735号の登録商標を含むシリーズの商標を登録し、服飾、ベルト、財布などの商品に使用した。原告は、被告の乙社が生産したジーンズに、無断で関連商標を使用し、被告の丙会社がネット上で販売し、自分の登録商標専有権を侵害したとして、裁判所に訴えた。

裁判所は双方の当事者の同意を得て、事件の審理過程で世界知的所有権機関の「WIPO 仲調上海センター」に調停を依頼した。裁判所は、事件にアクセスするために連絡グループを設立し、中国の法律規定とWIPO 仲裁調停センター規則を結びつけ、適用可能な法律規則、存在する問題を研究し、相応の処理案を制定した。最終的にWIPO 仲調上海センターの調停人は、中国と外国当事者間の主張の差を調整し、中外当事者の権利救済の利便化と紛争解決方式の多元化を目的とし、この事件の調停に成功し、紛争を解決したと報じた⁽³⁴⁾。

(32) 事件の詳細は、以下のurlを参考されたい。(https://www.sohu.com/a/391101626_740841)

(33) https://mp.weixin.qq.com/s/uaixQ_JH9iIN_hpqsgdtg による。

(34) 澎湃網ニュースによる(https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_12400600)

この事件において、上海浦東法院と WIPO 仲調上海センターは涉外知的財産権事件について深い協力を展開し、当事者と国際調停組織の間に良好なコミュニケーションルートを確立し、涉外知的財産権紛争処理の効果は確保された。人民法院と専門調停機構の優位性が重なり、機能が互いに補完され、中国は法に基づいて知的財産権を厳格に保護するという良好なイメージを確立、また中国は世界知的所有権機関の枠組みの下でのグローバルな知的財産権に関するガバナンスについて、積極的に参入し模索を重ねていることなどを広く衆知した面で、重要な意義があったと、最高人民法院が評価している⁽³⁵⁾。

(3) 国外仲裁機関の裁決の中国裁判所での承認と執行

経済のグローバル化の客観的な趨勢と「一帯一路」戦略などの背景の下で、国外仲裁が、中国国内の裁判所に裁決の承認と執行を申請する事件も増加している。以下、最高人民法院の「批復」(返答文書)⁽³⁶⁾及び国外仲裁機構の仲裁裁決の承認と執行例を整理し、中国の裁判所の、国外仲裁裁決の承認と執行の現状を述べる。

① 最高人民法院により外国仲裁裁決の承認と執行に対する「批復」

中国の司法審査制度では、承認と執行を認めない仲裁事件について、内部報告審査制度が確立されている。承認と執行を認めない事件に対しては、最高人民法院まで報告され、最高人民法院の「批復」(返答意見文書)を求める必要がある。よって、最高裁判所の「批復」を検索すれば、外国仲裁裁決の承認と執行を認めない事件のデータを直ちに得ることができる。

2000 年から 2016 年にかけて、中国の裁判所が外国仲裁裁決の承認・執行に関する「批復」に基づき公開事例を整理し、中国裁判所が外国仲裁機関の裁決の承認と執行を認めないと判定した事件は 23 件あった(表 1)。

上記 23 件の承認と執行を認めない事件のうち、裁判所が判定した承認拒否と執行の理由をまとめたところ、中国の裁判所が外国仲裁裁決の承認と執行を認めないと判定した場合、その理由は主に仲裁協議の効力問題、仲裁過程で発生した関連手続き問題及び執行の申請期限問題であることが分かった(表 2)。

年	承認と執行を認めない(事件)件数
2000	0
2001	2
2002	0
2003	1
2004	1
2005	1
2006	3
2007	2
2008	3
2009	1
2010	1
2011	1
2012	1
2013	2
2014	0
2015	3
2016	1
合計	23

表 1：2000 ～ 2016 年外国仲裁裁決の承認と執行を認めない状況

番号	事件番号	承認と執行を認めない理由
1	[2016]最高法民他 8 号	仲裁協議の無効
2	[2013]民四他字第 64 号	
3	[2013]民四他字第 28 号	
4	[2001]民四他字第 2 号	
5	[2015]民四他字第 46 号	判定事項は仲裁協議の範囲を超えた
6	[2008]民四他字第 11 号	
7	[2015]民四他字第 48 号	
8	[2003]民四他字第 12 号	
9	[2015]民四他字第 29 号	仲裁協議がない
10	[2005]民四他字第 53 号	
11	[2001]民四他字第 43 号	
12	[2012]民四他字第 54 号	仲裁廷の構成と当事者間の協議が合わない
13	[2007]民四他字第 35 号	
14	[2006]民四他字第 41 号	
15	[2008]民四他字第 17 号	仲裁の手続きと当事者間の協議が合わない
16	[2010]民四他字第 32 号	
17	[2011]民四他字第 21 号	有効な通知を受け取っていない
18	[2009]民四他字第 46 号	
19	[2008]民四他字第 18 号	
20	[2007]民四他字第 26 号	
21	[2006]民四他字第 34 号	
22	[2006]民四他字第 35 号	(申請が)法定期限切れた
23	[2004]民四他字第 32 号	

表 2：外国仲裁機関の裁決の承認と執行を認めない事件及び理由

(35) 最高人民法院知識産権審判庭「為創新驅働發展提供有力司法保障」, 求是, 2021 (3), 第

(36) 中国語は、「批復」という。(下級裁判所からの文書に)意見を添えて回答する。

② 中国(内陸)裁判所が外国仲裁機関の裁決の執行の状況

外国仲裁裁決の中國大陸部での執行状況については、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)、香港国際仲裁センター(HKIAC)、国際商会仲裁院(ICC)の3つの仲裁機構の案件数が多く、以下、この3つの機構をサンプルとして分析しておきたい。

SIACの裁決の執行について、2006-2019年の間に、裁判所が受理した23件のSIAC仲裁裁決のうち、20件は承認と執行を認められたが、認めなかったのは3件であった。HKIACの場合、2014-2020年に裁判所が受理した20件のHKIAC仲裁裁決のうち、18件が承認と執行を認められたが、認めなかったのは2件であった。ICCの場合、2004年から2018年にかけて裁判所が受理した6件のICC仲裁裁決のうち、4件が承認と執行を認められたが、認めなかったのは2件であった。ICC仲裁裁決が中国で認められた承認と執行事件の数が多いのは、ICC仲裁院の規定の仲裁料金が高いこと等の要素が考えられる。

最高人民法院が統計した仲裁審査データより、2019年、中国の裁判所は、9つの仲裁機関を含む国外裁決の承認と執行申請に対し、認めない件数の割合が3%、認めた件数の割合が62.5%であったことがわかる⁽³⁷⁾。それらの事件承認と執行申請に対し、“安富尔”案⁽³⁸⁾や“斯万斯克”案⁽³⁹⁾の代表的な事件のように、認めるか或いは認めないかの理由も明確にしている。

上述のデータから、中国の裁判所の国外仲裁裁決に対する承認と執行申請を認める率が高いことは、裁判所が積極的に認める傾向があることを明らかに示している。また、内部報告審査制度の実施により、中国が外国仲裁機関の裁定の承認と執行を認めないと判定した場合、必ず最高人民法院に報告するという形を通じて、国外仲裁裁決の承認と執行を処理する際に、その裁決に十分な尊重を与えるとともに、裁判尺度を統一する役割を効果的に発揮するであろうと思われる⁽⁴⁰⁾。

(4) 国内における知的財産仲裁事件の現状

中国では2018年末までに、仲裁を通じて各種事件260万件余りを累計処理し、仲裁物価額は4万億元余りで、事件当事者は70余りの国と地域に及んでいる。2015年以来、全国の仲裁機構の事件受理量の伸び率

は速く、ここ数年は毎年40-50万件に達している(図1)。

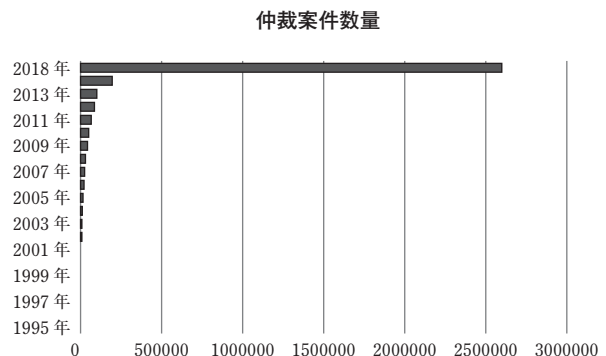


図1：1995－2018年にかけて、中国仲裁機関の事件(累積)受理状況

全国の各仲裁機構が受理した事件の類型は主に建設工事、金融、不動産、貨物売買、賃貸、株式譲渡、土地取引、保険、不動産、農業生産経営、電子商取引、交通事故賠償などであり、知的財産権仲裁事件の量は比較的少ない。中国国際経済貿易仲裁委員会のデータを例に分析してみると、2018年、同委員会は仲裁事件2962件を受理し、そのうち知的財産権事件は12件で、占める割合は約0.4%だった。2019年は仲裁事件3333件を受理し、そのうち知的財産権事件は18件で、占める割合は約0.5%だった。2020年、同委員会は仲裁事件3615件を受理し、そのうち知的財産権事件は22件で、占める割合は約0.6%であることから、世界の知的財産権紛争の解決が徐々に多元化している状態で、中国の知的財産権紛争の仲裁裁決の歩みは依然として遅々としていると言える⁽⁴¹⁾。ただ近年、新しい変化が少しずつ起きており、例えば、広州知的財産権紛争仲裁院が、その仲裁範囲には契約紛争だけでなく、事前に仲裁条項のない知的財産権紛争についても、当事者は協議を経て、紛争を仲裁機関に提出して解決することを認めると規定していること等、知的財産権仲裁の充実化の一步と期待される。

現在、中国の知的財産権仲裁には、まだ種々の課題が山積している。例えば、知的財産権侵害紛争に関する仲裁の可否の争議や、有効性に関する争議等について、学界の見解にも大きな相違がある。実務上、行政

(37) 最高人民法院『中国仲裁司法審査年度報告(2019年度)』を参照。最高人民法院網：<https://www.chinacourt.org/article/subjectdetail/id/MzAwNMjNM4ABAA.shtml>

(38) (2020)粵72協外認1号。

(39) (2018)蘇01協外認8号。

(40) 楊逢柱「境外仲裁裁決在中国的承認と執行問題：実証分析」, 国際経済法學刊, 2009(16), 第67－98頁。

(41) 中国国際経済貿易仲裁委員会公式サイトによる。<http://www.cietac.org/index.php?m=Article&a=index&id=23>

機関を被告として、知的財産権の有効性が焦点になる事件は、まだ見受けられない。また、多くの仲裁機構は、知的財産仲裁事件に対し、他の類型の事件と同じ仲裁規則を使用しており、知的財産の専門性から見れば、少数の仲裁機構だけが専門的な知財仲裁規則を公布している事実からも、知的財産権仲裁規則の欠如も、大きな問題点の一つだと考えられる。

Ⅳ おわりに代えて

イノベーションは発展の第一の原動力であり、知的財産権制度はイノベーションの保障である。経済のグローバル化発展の背景の下で、知的財産権はすでに国家と企業の核心競争力を高める最も重要な舵となっている。現在、中国は、この重要性を深く認識している上で、諸制度と保護システムの完備を通じて、知的財産権の保護を強化している。

知的財産権紛争の仲裁性問題において、中国は知的財産権紛争の仲裁性を否定していないが、このような問題、特に知的財産権侵害紛争と知的財産権有効性紛争については、既存の司法裁判及び学界のこの問題に対する態度が異なるため、当事者が紛争解決方式を選択する際には、仲裁に懸念を生じやすいであろう。そのため、知的財産権紛争の仲裁性を明確にする必要がある。筆者は、立法を通じて統一的に認識し、仲裁メカニズムの下でこそ知的財産権紛争の有効な解決を指導することができるだろうと考える。

知的財産権仲裁の実務の面では、中国の知的財産権仲裁センターが相次いで設立され、知的財産権仲裁機関の専門性、技術性は向上しているが、依然として大きな試練に直面している。新興技術産業がもたらした知的財産権保護問題は、知的財産権紛争の解決に試練をもたらし、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、遺伝子技術などの分野では特に紛争解決メカニズムに対してより高い知識や能力を求めている。一方、中国門戸開放の深化に伴い、知的財産権分野の国際協力が強化され、涉外知的財産権紛争の数も年々上昇し、紛争を解決するにはより広い国際的な視野が必要である。新しい試練に直面して、法律知識、専門知識に精通する業界専門家、法律専門家が知的財産権紛争を共同で審理する必要がある、それは事件の円滑な処理、解決に有効であろう。知的財産権及び関連法律人材の育成を強化することは目前に迫っている最重要事項である。

知的財産権紛争の仲裁については、中国はまだ模索段階にあるが、知的財産権仲裁制度は日々進歩している。例えば、今年7月30日に公開された「中華人民共和国仲裁法(改正)(意見聴取稿)」には「臨時措置」の一節が追加され、仲裁廷に臨時措置に対する決定権が与えられるとともに、臨時措置の範囲も拡大され、学者や法律実務家の疑問に応えた。進行中の仲裁法の改正討議において、知的財産権紛争の仲裁類型を明確にしていなかったことは残念であるが、紛争解決において、知的財産権仲裁は一定の優位性を有し、当事者が紛争を効果的に解決する手段の一つになると信じているところである。